

理事長・副理事長・常任理事選出内規

制定 平成7年10月4日

第1条 定款第27条第2項に定める理事長、副理事長及び常任理事の選定は、この内規にもとづき行う。

第2条 理事長の選定は、この内規にもとづく選挙により行う。

2 副理事長の選定は、理事長が推薦し、理事会の決議を経て行う。

3 常任理事の選定は、理事長が推薦し、理事会の決議を経て行う。

第3条 理事長の任期満了による選挙は、任期の終る年の通常総会終了後に開催する理事会においてこれを行う。

第4条 選挙期日は、その期日から30日前までに、書面をもって理事候補者に通知する。

2 前項の通知には、選挙管理委員長の氏名、投票開始および終了の時刻、投票所、開票所を記載するものとする。

第5条 理事候補者でなければ、理事長の候補者となり、または候補者を推薦することができない。

2 理事長の候補者となろうとする者は、選挙期日の通知のあった日から20日前までの間に、その旨の書面をもって選挙管理委員長に届け出なければならない。

3 理事長の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨の書面をもって選挙管理委員長に届け出なければならない。

4 選挙管理委員長は、前2項の規定による届け出に係る理事長候補者の氏名および所属機関名を選挙期日の10日前までに、理事候補者に通知して、選挙の当日には投票所に掲示するものとする。

第6条 選挙管理委員は、理事長の任期の終る年の7月の理事会において、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て理事のうちからこれを指名するものとする。

2 選挙管理委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

3 選挙管理委員は、選挙に関する統括事務、投票管理に関する事務、開票管理に関する事務を担任し、その記録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。

4 選挙管理委員は候補者となることができない。

5 選挙管理委員は4名以内とし、委員長1名をおく。

第7条 選挙立会人は、選挙ごとに選挙管理委員長が理事会の決議により、本人の承諾を得て理事のうちから3名を指名するものとする。

第8条 選挙は無記名投票によってこれを行う。

第9条 有効投票数の最も多い者を当選人とする。

2 当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、得票数が同じである者を候補者として再度投票を行う。

第10条 当該選挙において、候補者が1名を超えないとき、又は超えなくなったときは、

投票は行わない。

2 前項の場合においては、当該候補者を当選人とする。

第11条 理事長が欠けた場合の選挙は、第2条から第8条までの規定に準じてこれを行う。

第12条 この内規に定めのない事項は理事会に諮りこれを行う。

第13条 この内規は理事会の議を経て改廃する。

附 則

1. この内規は、平成7年7月1日より施行する。
2. 変更内規は、変更定款が行政庁の変更認可をうけた日(平成13年10月9日)より施行する。
3. 変更内規は、変更の日(平成13年10月24日)より施行する。
4. 変更内規は、平成21年7月17日より施行する。
5. 変更内規は、平成23年7月22日より施行する。
6. 変更内規は、平成23年11月9日より施行する。
7. 名称を「理事長・副理事長選出内規」から「理事長・副理事長・常任理事選出内規」に変更する。